

旭土木事務所作業車（ダブルキャブ）1台の新規リース

に関する質問への回答

質問内容	回答
<p>賃貸借期間内に行う車検期間の変更回数はございますでしょうか。</p> <p>変更がある場合は何回程度でしょうか。</p>	<p>車検期間の変更はありません。</p>
<p>本件の想定される使用年数を教えていただけますと幸いです。</p>	<p>原則として賃貸借期間である7年間ですが、状況によっては10年前後の使用も想定しております。</p>
<p>官公庁様におかれましては、年度予算に合わせて車両導入を行わっていることを理解し、指定された期日に納入することが原則ですがコロナ等の影響により各自動車メーカー生産供給が不安定であり予期せぬ生産遅延が生じております。このような場合当社の不可抗力にて納期遅延が生じてしまい年度を跨いでしまうような事態となってしまった場合どのようなペナルティが課されるのか、また対策を取ればよろしいでしょうか。</p> <p>ご教授いただけますと幸いです。</p>	<p>部品不足等により契約から納品までに時間がかかる状況を考慮し、通常と比較し、余裕を持った納期を設定しておりますので、納期は厳守して頂く必要がございます。そのため、遅延があった際にはペナルティが生じる可能性がございます。</p> <p>ただし、契約締結後の社会情勢の変動等によりやむを得ないと考えられる場合や、賃貸人の責に帰さない事由である場合には、横浜市契約規則等に照らし、関係部署と協議のうえ、対応を協議させていただきます。</p>